

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年4月1日
担当課	水道部総務課

契約業者名・住所	株式会社電算システム・岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地 第一環境株式会社・東京都港区赤坂二丁目2番12号
工事等の名称	松戸市上下水道料金等収納業務委託
工事等の場所	松戸市水道部指定の場所
種別	コンビニ等収納代行サービス
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	単価78円（予定総額8,528,520円）
工事等の概要	上下水道料金のコンビニエンスストア及びスマートフォン決済における収納業務
随意契約の理由	<p>本業務につきましては、次のような特性があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私人に料金等の収納を委託する業務であること。 2 使用者の個人情報の一部を取り扱うものであること。 3 使用者の利便性を確保するものであること。 <p>本業務を遂行するためには、信用、経験、個人情報保護等が業者選定をおこなう上で特に重要な要素となります。</p> <p>当業者はこれに対応したシステム構築がなされており、設備投資を必要としないため、委託料を削減できること。また、他事業者のみならず民間企業等での取り扱い実績が多くセキュリティについて万全の措置が取られていることから、安定的且つ安全に当該事業を遂行できること。</p> <p>さらに、収納代行業者として本業務に対し複数のコンビニエンスストア及びスマートフォン決済の取扱い</p>

が可能であり、使用者の利便性が確保される。また、コンビニエンスストア各社及びスマートフォン決済事業者と個々に契約又は別の代行業者では効率の低下、データの一元管理が不可能になる等の状況も考えられること。

これらの状況等を総合的に勘案し、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号を適用し随意契約とし、松戸市水道事業会計規程第 108 条第 1 項第 1 号を適用し、株式会社電算システム及び第一環境株式会社を選定いたします。